

平成 27 年 2 月 3 日

各 位

会 社 名 ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 森下 一喜
(コード番号：3765)
問合せ先 取締役 CFO 財務経理本部長 坂井 一也
(TEL. 03-6895-1650 (代表))

株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の導入に関するお知らせ

当社は、平成27年2月3日開催の取締役会において、当社取締役に対し、株式報酬型ストック・オプションを導入することについて、平成27年3月23日開催予定の当社第18期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

なお、募集にあたっては、平成27年3月23日開催の当社第18期定時株主総会において、会社法第 361 条の規定に基づき、当社取締役に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定に関する議案が承認可決されることを条件とし、その後、新株予約権の募集事項を当社取締役会の決議をもって決定いたします。

記

1. 株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を導入する理由

株主重視の経営意識を高め、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の向上に対する意欲及び士気を従来以上に向上させることを目的として、当社取締役に対する株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を導入するものです。

2. 議案の内容

平成 16 年 7 月 30 日開催の臨時株主総会においてご承認いただきました当社の取締役に対する報酬枠（年額 300 百万円）とは別枠として、取締役の報酬等についてご承認をお願いするものであります。

なお、当該株式報酬型ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容は、以下のとおりです。

(1) 新株予約権の総数

各事業年度に係る当社定時株主総会開催日から 1 年以内に発行する新株予約権の総数は、当社取締役会決議に基づき、年額 300 百万円の範囲内で新株予約権の発行価額（払込金額）の総額を定め、これを新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式に基づき算出される新株予約権 1 個当たりの公正価額を基準として当社取締役会で定める額をもって除して得られた数（但し、整数未満の端数は切捨てる。）を限度とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は 新株予約権 1 個当たり当社の普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議をもって適当と認める付与株式数の調整を行うことができる。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式に基づき算定される新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会で定める額とする。但し、当社は新株予約権の割当てを受ける取締役に対し、当該取締役が割当てを受ける新株予約権の払込金額の総額に相当する報酬請求権を付与することとし、金銭による新株予約権の払込金額の払込みに代えて、当該報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

割当日から 16 年以内の範囲で、取締役会において定める。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権を保有する者は、新株予約権の行使時においても、当社又は当社関

係会社（当社子会社等、当社と資本関係にある会社をいう。）の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由がある場合はこの限りではない。

② その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

（８）その他の新株予約権の内容

その他の新株予約権の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

【ご参考】

当社は当社執行役員に対しても、取締役と同様に株式報酬型ストック・オプションとして上記（２）ないし（８）と同内容の新株予約権を、当社が必要とする個数において割当てする予定です。

また、ストック・オプションの権利行使の際には、当社が保有する自己株式（平成 26 年 12 月 31 日現在 4,300,000 株）を充当する予定です。

以上